

☎は問い合わせ先

☑は申し込み先

✉はEメール

## 介護保険の介護認定を受けている皆さんへ 確定申告控除用(介護認定者など)の書類を発行します

### ＜障害者控除用の書類を発行します＞

◇身体障害者手帳などの交付を受けていない方でも、市が発行した認定書を添付すれば、所得の申告により市県民税・所得税の障害者控除を受けることができます。

**対象** 市内在住で、医師の意見書で「6か月以上寝たきり」または、「認知症」と確認できる65歳以上の方

**申込方法** 市役所1階いきいき長寿課長寿福祉係または、支所1階市民サービス課福祉担当にある申請書に必要な事項を記入して、お申し込みください。

☎☑いきいき長寿課長寿福祉係 ☎44-3121

☑市民サービス課市民サービス係(福祉担当) ☎23-9213

### ＜おむつ代の医療費控除用書類を発行します＞

◇市が発行した確認書を添付すれば、確定申告でおむつ代が医療費控除の対象として認められます。

**対象** 要介護認定を受け、次のすべてに当てはまる方

- ①おむつ代の医療費控除を受けるのが連続して2年目以降の方
- ②平成21年中に作成された介護保険主治医意見書(※)の日常生活自立度(寝たきり度)が「B1」「B2」「C1」「C2」のいずれかで、尿失禁の可能性が「あり」となっている方 (※)…「介護保険被保険者証」に記載されている「認定の有効期間」が13か月以上の方は、平成20年中に作成された意見書

**持ち物** 介護保険被保険者証(ピンク色)

**申込方法** 市役所1階いきいき長寿課介護保険係または、支所1階市民サービス課福祉担当にある申請書に必要な事項を記入して、お申し込みください。

▽初めておむつ代の医療費控除の申告をする場合…医師に「おむつ使用証明書」の交付を受けてください。その証明書とおむつ代の領収書を確定申告書に添付してください。

☎☑いきいき長寿課介護保険係 ☎44-3152

市民サービス課市民サービス係(福祉担当) ☎23-9213



## 袋井市工業振興計画(案)に対する ご意見、ご提案をお寄せください

◇市では、本市の工業における課題や他地域と比較した優位性などの現状を踏まえ、工業振興に向けた施策を検討するとともに、袋井市の工業の将来像を示し、発展に向けた中長期的な行動計画を明らかにするため、「袋井市工業振興計画」の策定を進めています。

◇「袋井市工業振興計画(案)」について、皆さんのご意見をお聞かせください。

**対象** 市内在住または、在勤・在学の方、市内事業所

**提出方法** ①件名「袋井市工業振興計画(案)について」②住所③氏名④電話番号⑤意見を記入し、郵送または、ファクス、Eメールで提出してください(様式は問いません)。直接、市役所2階商工課企業立地推進係へ提出することもできます(電話でのご意見は受け付けません。必ず文書で提出してください)。

◇個別の回答は行いませんので、ご了承ください。

◇意見を公表する場合、氏名や住所などは公表しません。

**意見募集締切** 1月27日(水)必着

**資料閲覧方法** 「袋井市工業振興計画(案)」の詳細は、1月27日(水)まで、市役所2階情報公開コーナー、支所1階ロビー、月見の里学遊館1階市民サロン、市ホームページでご覧になれます。

☎☑商工課企業立地推進係 ☎44-3155 FAX44-3179

✉shoukou@city.fukuroi.shizuoka.jp 〒437-8666 袋井市役所

## 都市計画税の統一に向けて 市民説明会を行います

◇都市計画税は、合併協議会の調整方針により、平成22年度までに市内統一を図ることとされています。

◇11月に開催した全体説明会に続き、浅羽地域で地区説明会を行います。

日	所
1月26日(火)	浅羽南公民館大会議室
28日(木)	浅羽東公民館催事場
2月 2日(火)	浅羽西公民館多目的ホール
4日(木)	浅羽北公民館ホール

**時** 午後7時～9時

**内容** 都市計画税の目的や必要性などについての説明ほか

◇申し込みは不要です。直接、都合の良い会場へお越しください。

☎企画政策課企画係 ☎44-3105

はちまるにいまる

## 8020コンクール受賞 おめでとうございます

◇市では、80歳で20本以上の歯を持つ方を表彰し、歯の健康づくりを推進するため、「8020コンクール」を行いました。上位受賞者をお知らせします(敬称略)。

**市長賞** 塚本守(諸井)

**優秀賞** 森利枝(東通)

**特別賞** 岩瀬せき(新屋)

☎健康づくり政策課健康指導1係

☎42-7275

## 市が発行する納付書と 証明書の様式が変わります

◇新しい電算システムの導入に伴い、1月から、市が発行する各種納付書と税証明、督促状の様式が変わります。

◇公印が電子公印に変わり、色が黒色になりますが、証明書の効力は、今までと変わりません。

**変更する納付書** 市県民税(普通徴収)、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料、水道料金、下水道受益者負担金ほか

☎情報システム課情報システム係

☎44-3106



## 健康チャレンジ!!

### ● すまいる運動 11月の当選者発表

#### 賞品・当選者(敬称略)

▽和の湯ペア無料入場券…三嶽章博(西通)、石塚浩司(一色)、野元悦子(金屋敷)、石川馨(下貫名)、鈴木勝良(深見北)、諸井泰(下貫名)、猪瀬智子(村松上)、吉田美どり(久津部西)、中嶋いずみ(方丈北)、山下吉和(大谷)、寺田公嘉(神長中)、加藤伸江(深見東)、山下芳江(浅名)、村松光夫(葵町)、鈴木ひさ子(村松西)、芝田芳枝(上区)、久野久子(山科上)、三瓶正之(西田)、吉澤寿美枝(南町)、松野智恵子(村松西)

▽Good Day Cafeコーヒー一杯無料券…山口紋子(堀越上)、下田忠博(上石野)、渡辺あ由子(川会)

▽歩数計…中村三恵子(浜松市)、今川めぐみ(新屋)

▽メタボメジャー…長谷川久彰(入古町)、鈴木教示(川井西第一)、吉川浩(春岡)、能野久美子(浅羽南)、鈴木桂一(川井中)、野口勉(掛川市)、佐野信子(西通)

㊤健康づくり政策課健康企画室

☎44-3138



## 編集後記

11月14日、東海アクシス看護専門学校の「カリヨン祭」取材●車いす体験やヘルスチェックなど、看護学校ならではのものから、骨盤体操やバランスボールなど少し変わったものまであって、来場者を楽しませていました●私が特に気に入ったのは、「アロマハンドマッサージ」。アロマオイルを使って、学生に両手をマッサージしてもらい、私も日ごろの疲れをいやすことができました。もう10分マッサージお願い! 「山」

## 住宅借入金等特別控除対象者と年金受給者のみなさんへ 確定申告説明会を行います

◇税務署職員が確定申告書の書き方を説明しますが、申告書は本人に作成していただきます。

◇説明会終了後、確定申告書を提出することができます。

◇駐車場は、市役所駐車場をご利用ください。



### <住宅借入金等特別控除の説明会>

日 2月2日(火)・3日(水)

時 ▽午前の部…午前9時30分～11時30分 ▽午後の部…午後1時30分～3時30分(途中入場はできません。開始時間までにお越しください)

所 総合センター4階大会議室

対象 住宅ローンを利用して、平成21年中にマイホームを新築、購入、増改築し、その住宅に住んでいる方

持ち物 平成21年分源泉徴収票(コピー不可)、住民票の写し(平成22年1月1日以降に交付を受けたもの)、建物の登記簿謄本(法務局で発行、登記済権利証のコピーは不可。住宅を取得するために土地も取得した方は、土地の登記簿謄本も必要)、工事請負契約書(建売住宅・マンションは売買契約書。住宅を取得するために土地も取得した方は、土地の売買契約書)のコピー、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書(金融機関などで発行、コピー不可)、認め印、電卓、筆記用具、還付金の振込先が分かるもの(本人名義の通帳など)

◇増改築の場合は、別途、建築確認通知書、検査済証のコピーまたは、建築士などが交付する増改築等工事証明書など(コピー不可)が必要となります。

### <年金受給者のための説明会>

日 2月4日(木)・5日(金)

時 ▽午前の部…午前9時30分～11時30分 ▽午後の部…午後1時30分～3時30分(途中入場はできません。開始時間までにお越しください)

所 総合センター4階大会議室

定員 各150人程度(午前の部、午後の部)

対象 所得税の確定申告が必要な方

持ち物 平成21年分の公的年金や給与の源泉徴収票(コピー不可)、生命・地震保険料控除(旧長期損害保険料控除を含む)証明書(コピー不可)、国民健康保険税・介護保険料など社会保険料の年間支払額が分かるもの、認め印、電卓、筆記用具、還付金の振込先が分かるもの(本人名義の通帳など)

◇確定申告書の書き方などは、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)でも案内しています。

▽同時に医療費控除を受けようとする場合…平成21年中に支払った医療費の領収書(コピー不可)、医療費の補てんがある方は、補てんされた額が分かる明細書などをお持ちください(領収書の集計をしてきてください)。

㊤ 磐田税務署 ☎32-6111(自動音声案内です。住宅借入金等特別控除や年金などの一般的な税金の相談は「1」、説明会の開催に関する問い合わせは「2」を押してください)

## 償却資産(固定資産税)は早めに申告しましょう

◇1月1日現在、市内に事業用の資産(土地・家屋は除く)を所有または、貸与している方は、償却資産の申告を行ってください。

◇償却資産とは、事業を営むために持っている機械や工具、備品などです。

提出書類 償却資産申告書(緑)、種類別明細書(青・緑・赤)

申告期限 2月1日(月)

㊤㊤ 税務課資産税係 ☎44-3110